

東京都雇用対策協定に基づく平成27年度事業計画の概要

第1 現状と課題

第2 連携協力して推進する取組

1 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

(1) 非正規雇用労働者の正社員化の推進

正規雇用等への転換に取り組んだ企業や「若者応援宣言企業」(国制度)に対する助成制度により、非正規雇用労働者の正社員化を推進する。

(2) 若年者に対する就職支援の充実

東京しごとセンター内に設置しているハローワークの若者専用窓口と東京しごとセンターとが連携し、継ぎ目のない一体的な就職支援を実施する。

また、東京都と東京労働局が共催で、就職面接会を実施する。

(3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施

都立高校のキャリア教育の一環として、ハローワークが職業講話や一般職業適性検査等を実施するとともに、私立高校等に対し、ハローワークのサービス内容に関する情報提供を実施する。

(4) 都立高校中途退学者等に対する支援の強化

東京都教育庁に設置する「ユース・アドバイザー」が高校との窓口となって、中途退学者等に対するハローワーク等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施するとともに、都立高校生進路支援連絡協議会において、切れ目のない支援のあり方等について協議する。

2 中小企業等での人材確保対策等の強化

(1) 中小企業や人手不足分野(介護・保育・看護・建設分野等)での人材確保の強化

求人情報等の情報の共有化を図り、中小企業振興公社が把握した中小企業の人材ニーズに対して、公社による経営支援等とハローワークによるマッチング支援を組み合わせた支援等を実施する。

また、福祉人材センター、ナースプラザとハローワークとの間で求人情報等の共有化等を図り、双方において、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の支援とともに、事業主に対する人材確保支援を実施する。

(2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化

職業能力開発センターとハローワーク間での就職状況等の情報の共有化をすべての施設間で行うとともに、新たに委託訓練においても情報の共有化やハローワークの出張ガイダンスを実施するなど、取組を更に進め、訓練受講生が自らの希望や適性に応じた就職ができるよう支援する。

3 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

(1) 女性の活躍促進

東京都が実施する委託訓練や東京しごとセンターとマザーズハローワーク等が連携し、子育て女性等に対する就職支援を行う。

(2) 高齢者、障害者等に対する就労支援の推進

＜高齢者に対する就労支援の推進＞

東京しごとセンター内に設置しているハローワークの高齢者専用窓口と東京しごとセンターとが連携した就職支援を一貫して実施する。

また、シルバー人材センターの育成・援助を図るとともに、臨時的就業等を希望する高年齢者に対して案内・誘導を行うなど、高年齢者の多様な働き方を支援する。

＜障害者等に対する就労支援の推進＞

福祉・教育・医療から就労への移行を促進するとともに、障害者雇用の一層の促進が求められる中小企業に対して「障害者雇用支援フェア」を開催し、企業ニーズに応じた情報発信を実施する。

また、個人に応じた能力開発等を推進するとともに、関係機関が必要に応じて「チーム支援」を実施し、就職活動から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実現する。難治性疾患患者に対する就労支援についても強化する。

さらに、使用者による障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた障害者の保護及び自立を支援する。

（３）求職者個々の状況に応じた支援等の実施

留学生を含む外国人労働者に対し、きめ細かい就職支援を実施するなど、外国人労働者の雇用対策を推進する。

また、生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援やホームレスの就業対策を推進する。

さらに、東京労働局と東京都とが共同して、雇用主研修会の開催や冊子等の活用による啓発を行うなど、公正な採用選考を推進する。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

（１）「働き方改革」の取組の推進

長時間労働の削減や仕事と育児・介護の両立推進、多様な勤務形態の導入など、働き方改革に取り組むための気運の醸成を図るなどの取組を実施する。

（２）育児・介護を両立できる環境の整備等

育児・介護休業の取得促進、子育てや介護期間中の短時間勤務制度の利用促進等、仕事と育児・介護の両立を図りやすくするための雇用環境の整備について取組を行う。

5 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

（１）相談環境の整備

若者をはじめとする労働者が、いきいきと安心して働き続けられる職場環境づくりなどに対するアドバイス等や解決援助に取り組む。

（２）若者への労働法等の普及啓発

労働法等に関する正しい知識の普及並びに意識啓発を図るため、普及啓発資料を発行する。作成にあたっては、東京労働局並びに都庁内関係部署を構成員とする編集委員会において協議を行う。

第3 推進体制の構築

1 会議体について

（１）東京都雇用対策協定運営協議会の開催

(2) 他の会議等の開催

- 2 情報の共有化
- 3 事業の周知広報に係る相互協力
- 4 職員派遣や研修を通じた交流